

社会福祉法人双和会 役員等報酬規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人双和会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事・監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、次の通り役員報酬を支給する。

（1）理事が理事会・評議員会に出席したとき及び業務遂行を行った場合

日額 10,000円

（2）監事が監事監査及び理事会・評議員会に出席したとき並びに業務遂行を実施した場合

日額 10,000円

（3）評議員が評議員会に出席した場合

日額 10,000円

（当法人職員との併給）

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（報酬の支給方法）

第4条 役員・評議員に対する第2条第1項に規定する報酬は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

（費用の弁償）

第5条 支給しないものとする。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。